令和８年（フ）第４６６号
静岡県藤枝市岡部町岡部684番地の60
債務者　今敷　　彩
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４７３号
静岡県榛原郡吉田町川尻336番地の１　ハイマートドライ206
債務者　小林　和哉
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３９号
静岡県富士市瓜島町185番地　ル・シェンテ瓜島201号
債務者　皆川　優美（旧姓　牧・鈴木）
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１５０号
静岡県富士市荒田島町５番28号　サンシャインＡ１－202号、申立時の住所静岡県富士市伝法2430番地の13
債務者　横尾　飛朗斗
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１５６号
静岡県富士市大淵200番地の33　レオパレスアビタシオン103号、前住所静岡県富士市大淵2449番地の94
債務者　森重　　浩
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１６０号
静岡県富士宮市宮原385番地の16　四條ビル303号
債務者　櫛引　時雄
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１６７号
静岡県富士市富士岡2146番地　エルディムふじおかＡ－102号、前住所静岡県富士宮市万野原新田2990番地の４　サニーウェルＩ101号室
債務者　籾山　遥奈
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１７０号
静岡県富士宮市宮原447番地　佐野荘６号
債務者　渡邉　篤之
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１７９号
静岡県富士市入山瀬４丁目７番３号　グランエスペランサ・ダイアＤ－202号、前住所静岡県富士市石井73番地の２　ハーモニー石井102号
債務者　市川　雅美
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第４４１号
兵庫県西宮市泉町６番19号
債務者　長田　才輝
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４８６号
兵庫県西宮市獅子ケ口町13番２－302号、前住所兵庫県西宮市中屋町９－17レオパレス広田110
債務者　木村佳保里
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４８号
兵庫県豊岡市栄町1118番地　市営栄町住宅３－301号室
債務者　松井　太郎
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第１３８号
鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目10番１号　201号
債務者　今岡　知幸
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第２３０号
徳島県小松島市横須町19番132号（202号室）
債務者　宮﨑　博一
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６７号
福岡県直方市大字頓野2104番地７　県住７－107号
債務者　一森　恒文
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第８６号
大分県中津市耶馬溪町大字金吉1625番地
債務者　原　きぬ子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係